

文京区立第一中学校いじめ防止基本方針

平成26年10月1日策定

心身ともに健全な生徒を育成することは、中学校教育の重要な使命であり課題である。このため、学校はすべての生徒の豊かな学校生活を願って、日々教育活動の充実に努めている。いじめ問題は生徒の人間形成と人権尊重の精神の育成の上で見逃すことのできない重要な問題である。これまで、本校では、この問題に対して、いじめは、決して許されないことであるが、いつでもどこでも、どの学校にもどの学級にも起こりうるものであるという認識に立ち、家庭・地域・関係機関と連携し、日頃からいじめの兆候を早期に把握し、迅速に対応できるよう努めてきた。

平成25年9月「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、これまでの本校のいじめ問題の対応について、見直し改善を図り、改めて本校の現状に応じたいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定する。

1 文京区立第一中学校いじめ防止基本方針の前提となる共通認識

*は、「いじめ防止対策推進法」の関連条文

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 いじめ防止対策推進法第2条より

本校に在籍している生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

*いじめ防止対策推進法2条

(2) 基本理念

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨とする。*いじめ防止対策推進法3条
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての生徒等がいじめを行わず、及び他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒等の理解を深めることを旨とする。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(3) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。*いじめ防止対策推進法4条

(4) 学校及び学校の教職員の責務

本校及び本校の教職員は、上記(2)の基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。*いじめ防止対策推進法 8 条

(5) 保護者の責務等

- ① 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。
- ② 保護者は、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護する。
- ③ 保護者は、本校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。
- ④ 上記①の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解するものではなく、また、上記 3 の規定は、いじめの防止等に関する本校の責任を軽減するものではない。*いじめ防止対策推進法 9 条

2 文京区立第一中学校いじめ防止の基本的な考え方

(1) 学校におけるいじめの未然防止

本区の教育課程編成にかかわる基本的な考え方に基づき、「豊かな人間性を育成する心の教育の更なる充実」を目指し、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。*いじめ防止対策推進法 15 条

【具体的な取組】

- 道徳、学級活動において「いじめに関する授業」の実施(学期毎)
- 道徳授業地区公開講座の実施に伴う道徳教育の推進
- 生徒会活動による「いじめ防止等の活動」の推進
- いのちと人権を考える月間(5月・12月)の取組実施
- キャリア教育を通しての体験活動の推進(職場訪問・職場体験・上級学校訪問等)
- いじめ防止に関わる校内研修の実施と PTA 等への啓発

(2) いじめの早期発見のための措置

いじめを早期に発見するために、月 4 回の各学年からの状況報告の他に生徒等に対して定期的な調査その他の必要な措置を行う。また、生徒及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができる相談体制を整備する。尚、相談体制の整備に当たり、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。*いじめ防止対策推進法 16 条

【具体的な取組】

- 定期的な調査を年 6 回実施する。
 - ・都のふれあい月間による調査を活用(6月・11月・2月)
 - ・区のアンケート調査を活用(7月・12月・3月)
 - ・教育相談等を活用しての聞き取り調査(通年)
 - ・その他、学級の間人間関係を図る診断テストの実施(1・2学期各1回)

○生徒、保護者及び教職員がいじめに係る相談ができるよう体制を整備するにあたり以下の取組を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用
 - ※1年生においては、1学期中に全員面接を実施する。
- ・関係相談機関との連携
- ・生徒会活動によるいじめ撲滅運動等の推進

(3) 教職員の資質向上

教職員に対して、いじめの防止等のための対策に関する研修を5月に実施するとともに定例の会議等を活用し、都の人権教育プログラムや区がいじめ防止等のための指導資料などを活用した管理職等による指導助言、情報提供を行う。

*いじめ防止対策推進法 18 条

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び対処することができるようにセーフティ教室、安全指導、外部講師を招聘しての情報モラルに関しての啓発事業等を年1回以上実施する。

*いじめ防止対策推進法 19 条

3 文京区立第一中学校いじめの防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策校内委員会」を設置するとともに、いじめの事案により関係機関と連携した「いじめ防止サポートチーム」を有効に活用する。*いじめ防止対策推進法 22 条

【「いじめ防止対策校内委員会」について】

- 構成員・・・管理職、生活指導主任、校内生活指導担当教員2名、養護教諭、(スクールカウンセラー)
- 開催・・・週一回を定例会とし、いじめの事案により臨時に開催する。
- 活動内容

- ・いじめの早期発見をはじめ実態把握に関すること。
- ・いじめ防止等に関する対策の立案に関すること。
- ・いじめの事案の対応に関すること。

【「いじめ防止サポートチーム」について】

- 構成員・・・管理職、生活指導主任、スクールカウンセラー、地域関係者※
※地域関係者は、いじめの事案により「文京区立第一中学校サポートチーム設置要項」に基づき、校長が主任児童委員、スクールサポーター、児童福祉士などから選考し、依頼する。
- 開催・・・いじめの事案により臨時開催とする。
- 活動内容・・・いじめの事案の対応に関すること

(2) いじめに対する措置 *いじめ防止対策推進法 23 条、25 条

- ① いじめに係る相談や通報を受けた場合、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、区教育委員会指導課に報告する。また、いじめをやめさせるとともに再発防止をするために「いじめ防止校内対策委員会」の指導方針に基づき複数の教職員が協働して、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。なお、いじめを行った生徒への指導においては、教育上必要があると認めるときは校長及び教員は当該生徒に対して適切に懲戒を加える。
- ③ 上記②の場合において、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒に対して、保護者と連携を図り、一定期間、別室等において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒やその他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ④ 上記②を行うに当たっては、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者間で共有できるように努める。
- ⑤ 教育委員会の指導助言を得て、いじめの事案が犯罪行為として取り扱われるべきと認めた場合、所轄警察署と連携して対処する。

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合には、次の対処を行う。*いじめ防止対策推進法 28 条

- (1) 区教育委員会にいじめの事案を報告するとともに、指導助言を得て、調査組織を設置し、事実関係を明らかにするために質問票の使用その他適切な方法により調査を行う。
- (2) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 学校評価における留意事項

学校評価を実施する場合、いじめの事実が隠蔽されることなく、いじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発防止の取組等について適正に行う。*いじめ防止対策推進法 34 条

参考資料

文京区立第一中学校サポートチーム設置要項

本設置要項は、21 文教教第 1262 号「文京区学校サポートチーム設置要項」(平成 21 年 9 月 15 日付)に基づき、校長が決定した。

(目的)

第 1 いじめ問題をはじめ、暴力行為や非行など多様化、深刻化する我が国の中学校の状況において、生徒の問題行動等に適切に対応するため学校と地域が連携し、生徒の健全育成を進めるため学校サポートチームを文京区立第一中学校に設置する。

(名称)

第 2 名称は文京区立第一中学校サポートチーム(以下、「サポートチーム」という。)とする。

(活動内容及び構成)

第 3 サポートチームの構成及び活動内容は以下のものとする。

(1) サポートチームは文京区学校サポートチーム(親会)と協力体制を整備し、校長・副校長・主幹教諭(生活指導主任)・スクールカウンセラー・主任児童委員・スクールサポーターで構成する。

(2) サポートチームは、当該生徒に関する情報交換、事例分析、処遇の検討を行い、学習指導・生活指導、教育相談など、生徒及び保護者への支援を行う。

(3) サポートチームは、単に関係機関間の情報交換を行ったり、生徒の健全育成に関する一般的な対策を協議したりするだけではなく、行動連携まで行う。

(サポート会議)

第 4 校長は必要に応じサポートチームの構成員を招集し、サポート会議を開く。

(配慮事項)

第 5 サポートチームの運営に関しては、以下の事項に配慮する。

(1) 構成員は、この活動に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。その任務を退いた後も、また、同様とする。

(2) 会議では、生徒の言動等の事実だけを伝え、憶測や主観での発言はしない。

(経費)

第 6 サポートチームに係る経費については校長が文京区教育委員会と協議する。

(補則)

第 7 この要項に定めるもののほか、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。